

(21) 新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により取得した株式の取得価額

48—6の3 新株予約権付社債に係る新株予約権の内容として定められている新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が当該新株予約権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、次に定める算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\frac{\text{株式1株につき払い込むべき金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}} + \frac{\text{当該払込みに係る新株予約権付社債の当該行使直前の取得価額が当該払込みに係る新株予約権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$$

【解説】

本通達は、新株予約権付社債についてその新株予約権を行使して取得した株式の取得価額の計算方法を示したものである。

新株予約権を行使する直前のその新株予約権付社債の取得価額がその新株予約権付社債の額面金額を超える場合に、その超える部分の金額を株式の取得価額に加算することとするのは、新株予約権付社債の取得価額の中には新株予約権の価額に相当する部分が含まれていることによるものである。新株予約権付社債の取得価額のうちその額面金額を超える部分の金額は、新株予約権が行使され株式が取得された場合には株式の取得価額に算入すべきであると解されることから、同金額は新株予約権の価額に相当するものとした。

【改正の趣旨等】

会社法では、新株予約権の行使に際し金銭の払込みを行う場合、新株予約権者は、新株予約権を行使する日に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱い場所（金融機関払込取扱場所）において、その行使に係る新株予約権についての行使に際して出資される財産の価額（行使に際して払い込むべき金額）の全額を払い込まなければならないとされた（会社法281①）。また、金銭以外の財産を行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、新株予約権を行使する日に、その行使に係る新株予約権についての金銭以外の財産を給付しなければならないこととされた（会社法第281②）。この場合、財産の価額が行使に際して出資される財産の価額（行使に際して払い込むべき金額）に足りないときは、銀行等の払込みの取扱い場所（金融機関払込取扱場所）においてその差額に相当する金銭を払い込まなければならないとされた（会社法281②）。

改正前の本通達における代用払込み（金銭の払込みに代えて社債の償還金で払い込む方法）の考え方は、会社法では社債による現物出資と整理されるとともに、所得税法施行令第167条の7第4項第6号において、新株予約権の行使があった場合の株式等の取得価額を「当該新株予約権付社債の取得価額」とする旨が規定された。

したがって、本通達の改正前の「(2) 新株予約権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合」の取扱いは削除した。